

鹿児島県警察における留置証明事務取扱い要領について（概要）

（令和5年3月17日 鹿留第11号）

本通達は、鹿児島県警察における留置証明事務の取扱いに関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

○ 申請者は、本人又は代理人若しくは法令上の必要から証明を求める自治体の長とすること

○ 申請理由は

本人又は代理人～運転免許証の更新、児童扶養手当の申請及び国民健康保険税の減額・免除申請

自治体の長～児童扶養手当の申請に係る審査、国民健康保険税の減額・免除申請に係る審査、生活保護の支給停止・廃止の実施及び支給額の算定の審査

であること

○ 証明事項は被留置者の氏名、生年月日、留置場所及び留置期間であること

○ 証明事務の担当及び取扱い要領について

○ 幹部派出所の取扱いについて

○ 申請書等の様式

等である。